

最終準備書面

2012年9月3日

東京地方裁判所民事第7部合係 御 中

原告訴訟代理人弁護士	清	水	勉
同 弁護士	堀	敏	明
同 弁護士	増	田	利 昭
同 弁護士	三	角	俊 文
同 弁護士	出	口	か お り

第1 はじめに

日本では戦後の1950年頃をピークに刑法犯（万引き、自転車・バイク盗みなど窃盗を除く。）も、そのうちの殺人・強盗殺人・現住建造物放火などの重罪事件も減少の一途を辿っている。日本は世界的にみて、治安がもっともよい社会と言える。そのこと自体は日本に暮らす者にとってよいことである。特別法違反は他人の権利に対する明らかな侵害性があるわけではなく、行政警察の一部として政策的に立法される犯罪類型なので、歴史的比較や国際比較になじまない。検挙件数の多い道路交通法違反はその典型である。

そうであれば、警察は、組織を縮小し、予算を削減してよいはずである。

ところが、そうはなっていない。むしろ、警察は組織を拡大し、予算を増額させている。このような傾向は日本の行政組織全般の傾向である。一時期、政権による「仕分け」が脚光を浴びたのは、行政組織の拡大傾向に歯止めをかけようとしたか

らである。しかし、その試みは失敗した。警察にあつては、組織拡大、予算の維持・増額のために使われる概念が「体感治安」である。1件でも稀に悲惨な事件が起こると、マスコミを利用して、「あなたの身近に同じような事件が起こったら大変でしょう。そうならないために万全の態勢を組む必要があります」と、国民の不安をあおり、「不安を払拭するにはより強固な警察組織が必要だ」という論理を展開し、実行する。

警察は自らの存在を社会にアピールするために現場の警察官に「犯罪」検挙をノルマとして課し、検挙件数を上げる作戦を展開している。しかし、現場の警察官の側からすれば、犯罪認知件数全体が下がり、凶悪犯罪が大幅に減少している社会において、重大事件の被疑者を次々に逮捕することはできない。必然的に軽微な犯罪類型を口実に摘発して行くことになる。軽犯罪法が規定する犯罪類型は弁護士でさえもほとんどみることがないくらいに、刑事弁護の実務で関わることはほとんどないから、どのような行為類型が犯罪とされているのか知らない。ましてや、一般の人々は「軽犯罪法」という言葉自体は耳にしたことがあったとしても、どのような行為類型が犯罪とされているのかを知らない。そこに警察官らは付け込むのである。

その典型的な手口が、公道をひとりで歩いている男性に、職務質問（警職法2条1項）の要件を欠いていることが明らかであるにもかかわらず、呼びとめて、警察官を疑わない男性にすぐにカバン等を開けさせ、何等かの刃物類が見つければ、これを直ちに「犯罪だ」と決め付け、軽犯罪法1条2号の条文内容は決して説明せず、困惑している男性の身柄を事実上拘束し帰宅させないようにして、強引にパトカーに乗せ、警察署に連行し、「自白」調書を作り上げ、所持品の所有権を放棄させ、被疑者としての顔写真を撮影し指紋を採取すると、それですべて終わりと言わんばかりに明るい表情になって、「被疑者」男性を帰宅させるというお定まりのコースである。

これは犯罪の摘発ではなく、警察による犯罪者づくりである。そのようにして警察、特に警視庁では犯罪検挙件数を伸ばしている（甲43，44）。このような強引

な手法で犯罪者をつくる警察官たちの存在が許容されている警察組織であればこそ、冤罪が生まれるのは当然である。

日本の裁判所は、刑事裁判でも国賠訴訟の民事裁判でも、「警察官は不正をしない。警察と対立する者は嘘をつくものだ」という、客観的根拠のない定型思考に基づき、一方的に警察（官）側の証言を信用し、安易に被告人や原告側を負けさせ続けてきた。警察官たちの偽証を放置することで、警察組織の墮落を推し進めてしまっている。

第2 軽犯罪法違反の不成立

1 はじめに

本件において、警察官らは、原告が本件マルチツールを所持していたことのみをもって、軽犯罪法1条2号で検挙できると結論づけていた。

しかし、軽犯罪法1条2号の規定はそのようになっていない。警察官らによるこの規定の運用は明らかに出鱈目である。なぜ、このような出鱈目が罷り通っているのか。その原因は、一方で、警察組織が職務質問による犯罪検挙を警察署・警察官のノルマとしていること（甲29, 30）から、現場の警察官としては職務質問による犯罪検挙に熱心になるという組織内の事情があり、他方で、「逮捕」（警察官らにとって）さえしない軽犯罪法違反のような微罪事件であれば短時間でノルマを挙げることができる上に、検察官、裁判所、弁護士のチェックを受けることがないという気安さがあるからである（甲30～32）。

警察官が対象者を呼びとめてから解放するまでの時間は2、3時間程度であることから、警察官側には罪の意識がない。これを長年続けていると、上司も同じようなことをして来ているので、部下に止めるよう指導するようなことはあり得ない。むしろ、警視庁を挙げて積極的に評価することになる（甲33）。東京地検の検察官は、頻繁に送られて来る軽犯罪法1条2号違反事件についてほとんどを起訴猶予で済ませている（甲43）から、裁判所が軽犯罪法1条2号の公訴事実について犯罪

の成否を検討することは皆無と言ってよいほどない。弁護人がつこうとしても、捜査がすでに終了していれば、警察署から検察庁に書類送検され、検察官が書類で判断するだけで、不起訴にしてしまうので、弁護人が被疑者の役に立つ場面はほとんどない。警察組織、検察庁、裁判所、弁護士が牽制の機能を果たすことができない場面で、警察官らの暴走が起こっている。

警察官の集団に餌食にされた被害者側からすれば、自分たちの言い分を一方的に押し付けて被害者を犯罪者に仕立て上げてゆく警察官集団のやり方に恐怖し、警察官に助けを求めることができない状態で、絶望的な気持ちになる。何とかして欲しいと思い、釈放された後に弁護士相談しても、弁護士は、起訴の可能性が極めて低いことを前提に、「起訴されたら、そのときは戦いましょう」と助言するのが精々で、結局、弁護人として活動することはほとんどない。他方、検察官は罪名ないし事案からして公判請求する事件ではないという結論が先に立つので、捜査資料を慎重に検討することもなく、起訴猶予の結論を出す。不起訴の理由を「犯罪不成立」にすることは、検察組織の警察組織に対する批判という意味を持ってしまうので、担当検察官は不起訴の理由を「犯罪不成立」とはせず、「起訴猶予」とする。この結果は、被疑者の請求がない限り、検察庁から被疑者に連絡されることはない（刑訴法259条）から、被疑者とされた者は自分がまさか犯罪を犯した前提で処理されているとは思わない。そのため、警察官らによる犯罪者づくりは闇から闇に葬り去られ、刑事事件として法廷で問われることはこれまでなかった。

2 犯罪成立要件

(1) はじめに

1条2号に該当するといえるためには、①「正当な理由がなく」、②「刃物、鉄棒その他の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」を、③「隠して携帯していた者」であることを要する。

(2) 「刃物、鉄棒その他の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使

用されるような器具」

②についてみると、条文は「刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」と規定しており、単に「刃物」と規定しているのではない。「人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」という条件をつけている。したがって、対象物が刃物かどうかだけでなく、「人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」であるかどうかを、慎重に検討判断する必要がある。

(3) 「正当な理由」

「刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」に該当するとしても、携帯していることについて「正当な理由」があれば、犯罪は成立しない。「正当な理由」はいわゆる開かれた構成要件であるから、個別の事案において異なることが想定されており、個別具体的に検討する必要がある。

(4) 「隠して携帯していた」

「隠して携帯していた」か否かが犯罪の成否を分ける。

条文であえて「隠して」と規定しているのは、常識的な携帯の仕方であれば、「隠して」に該当しないとするためである。したがって、通常の携帯の仕方として、小物の日用品をポケットやバッグに入れることは、「隠して」携帯していることにはならない。

また、刃物等他人に危害を与えるような物を「隠して」携帯しているという場合、携帯者は、自分に敵対する人を意識して、その人を攻撃するための道具として携帯しているのであるから、攻撃の相手方に見つからないように油断させるために、通常とは異なる仕方で発見しにくくして、いざというときにすぐに取り出せるように携帯するのである。これに対して、便利な日用品の場合、だれかを攻撃するための道具として隠して携帯するという状況はあり得ない。

この点、D証人も、バックの中に入れていたらことごとく隠して携帯しているこ

とになるかとの原告代理人からの質問に対して、「いえ。バッグの中に、すぐ取り出せるような外付けのチャック付きのポケットに入れてあったというようなことで隠し携帯というふうに、私は判断しました。」(D 尋問調書18頁)と述べ、単に人目につかない状態というだけではなく、それを直ちに使用できる状態であったかどうか、隠して携帯していることの判断基準となるとしている。

3 本件の場合

(1) 本件マルチツール

本件マルチツールは、スイスに本社を置くビクトリノックス社製の「スタンダード・スパルタン」(甲6)という製品である。取扱い説明書(甲7)によれば、本件マルチツールは、1891年にスイス陸軍用ナイフ「ソルジャーナイフ」として創られ、その後、「オフィサーナイフ」として考案された。「ソルジャーナイフ」と言っても戦闘用ナイフという意味ではない。野営での寝食が続く生活を便利にするために日用品をコンパクトにまとめたものである。「探検家や宇宙飛行士とともに北極、エベレスト、そして宇宙の果てまで一とさまざまな場面で活躍してきました。もちろん、レジャーや毎日の生活においても世界中の人々に愛用され続けています。」「バッグやポケットの中に、デスクの隅に、そして、贈り物として。」と説明しているのは、コンパクトで便利だからこそであり、まさに「小さな道具箱」というべきものである。12の機能があり、そのうち2つがラージブレード(大刃)とスモールブレード(小刃)であり、この部分は「刃物」と言えなくはない。

しかし、そもそも本件マルチツールは販売を禁止されている禁制品ではなく、日用品としてごくふつうに販売されているものである。商品の説明書(甲7)には、「警告」文はあるものの(製造物責任法との関係でほとんどの製品の説明書には「警告」の記載がある。)、携帯禁止という説明はどこにもない。

また、取扱い説明書には、「大小ナイフは切れ味がよいだけに正しくお取扱ください。刃を引き出す際には上部の溝(ネイルマーク)に爪をかけ、ゆっくりと。収

納する際には刃が動く方向に指を置かないように注意してください。」とある。言い替えると、刃は引き出しにくく、収納に注意を要するということである。これは他人に危害が及ぶような使い方について警告しているのではなく、使用している本人が怪我をしないように注意しているものである。このような構造自体が他者に対する攻撃の道具としての機能を損なわせている。したがって、通常の刃物一般に比べて、本件マルチツールは他者との関係での危険性は低く、「人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」に該当しないと考えることも十分に可能である。

(2) 「正当な理由」

本件マルチツールが「刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」に該当するとしても、携帯していることについて「正当な理由」があれば、犯罪は成立しない。

本件マルチツールは「小さな道具箱」というべきものであるから、携帯していることについて「正当な理由」がある可能性が高い物としてみるべきである。

警視庁のホームページ（甲22）では、「地震に対するふだんの備え」として、「非常持ち出し品」の1つに多機能ナイフを挙げ、「非常持ち出し品は、両手が自由になるリュックサックなどに入れておきましょう。」としている。これはこのような物を自宅に用意しておくようにという意味に取れなくもないが、平日の午後2時台に発生した東日本大震災の体験から明らかなように、大災害はだれもが自宅に帰っているときだけに起こる事象ではない。いつどのようなときに起こるか全くわからない。そうであれば、上記のような備えをして持ち歩いていることは、警視庁のホームページの趣旨に沿うものであって、およそ犯罪行為ではあり得ない。本件マルチツールはここでいう多機能ナイフである。したがって、非常持ち出し品としての意味合いを持っているのであれば、「正当な理由」があると解すべきである。

そして、原告は、深夜、警察官らに呼びとめられたとき、いつ大規模な自然災害に遭遇してもよいように、登山用のズボンと靴を履き（甲5）、登山用品メーカー製

の丈夫なバッグ（甲４①～④）の中にはジップロック（甲４⑥⑦）に入れた、本件マルチツールのほか、携帯電話の充電器、懐中電灯、方位磁針、USBメモリー、携帯電話があり（甲４⑧～⑪⑬～⑮）、バックの本体には野菜ジュースなどの飲み物のペットボトル（甲４⑯）、折り畳み傘（甲４⑰⑱）、地図（甲１７）が入っていた。これらを全体的にみれば、本件マルチツールを携帯していた目的が非常災害時を想定していたことは明らかであり、「正当な理由」があったことは疑う余地がない。

（３）「隠して携帯していた」

原告は本件マルチツールを、薄いビニール袋に包み、それを更に、災害時ないし非常時のために懐中電灯や方位磁針などと一緒にジップロックの中に入れ、鞆の中に入れていた。そのため、本件マルチツールを使用するには、まず、背中に背負ったバッグを開けて、ジップロックの袋を取り出し、ジップロックの口を開き、その中から本件マルチツールの入ったビニール袋を取り出したうえで、本件マルチツールを包んでいる薄いビニール袋から本件マルチツールを取り出す、さらにブレード部分を慎重に開くといった動作が必要になる。到底、咄嗟の場面で、誰かを攻撃する手段として使える状態ではなかった。したがって、「隠して携帯していた」という所持態様ではなかった。

（４）小括

２号の条文全体の解釈は、軽犯罪法４条に十分留意した解釈運用が義務づけられているから、その観点からすれば、上記①ないし③、少なくとも、①及び③の要件を欠いていることは明らかである。

よって、原告が本件マルチツールを携帯していたことについて、軽犯罪法１条２号は成立しない。

（５）本件の実像

本件は、犯罪が成立しない原告について、まるでベルトコンベアに乗せて製品を作るように、警察官等が連携して寄ってたかって犯罪者に仕立て上げてしまったという事案である。

第3 任意行為

1 本件の場合

原告は令状逮捕されたわけでもなく、現行犯逮捕されたわけでもない。

深夜、研究室からウォーキングをして遠回りをして帰宅する途中（甲18参照）、警察官らに出会い、所持品を調べられ、取り上げられ、パトカーに乗せられ、警察官に取り囲まれて取調べをされ、姿写真を撮影され、顔写真を撮影され、指紋を採取された。

被告東京都の主張は、これらすべてが強制ではなく、原告の任意で行なわれたというものである。

上記のとおり、本件では、原告について犯罪が成立していなかったし、のちに説明するとおり、常識的な質問をしていれば、そのことは歩道上の会話だけですぐにはわかったにもかかわらず、行なうべき常識的な質問さえしないで、原告を犯罪者として扱っており、全体として重大な人権侵害である。

2 任意性の確保

(1) 任意と強制

任意は強制の対極にある概念である。しかし、理論上もその境目は明らかでないし、現実の世界における警察官の言動や行為について、一般の人々は従わなければならないのか拒否できるのかがはっきりしない。警察官に強く言われれば、この指示に従う義務があると思うのがふつうである。一般の人々は、刑事訴訟法も警察官職務執行法も知らない。強制捜査・任意捜査に関する裁判例も知らない。そのため、一般の人々は、警察官に強く言われれば従わなければならない、従う義務があると思ってしまう。従わなければ逮捕されるかもしれないと思っている。

捜査機関が強制権限を行使できるのは、現行犯や準現行犯、緊急逮捕など犯罪の存在と行為者が明白である場合か、裁判官が発した逮捕状や搜索令状等がある場合

かのいずれかである。

(2) 任意性

任意の場合は強制権限を行使することができない。任意の場合、警察官と対象者は対等な人間関係に立つのであるから、警察官は対象者に対して威圧的になつてはならず、真摯に接し、本人の納得の下での同意を得る必要がある。

同意の内容は、警察官の職務執行ないし捜査活動に協力することであるから、協力している時間は個人としての行動の自由を放棄する結果となる。しかし、同意は権利放棄ではないから、いつでも撤回することができ、協力を拒むことができる。

(3) 同意の前提

本人の同意がこのようなものであることからすると、同意の前提として、①対象者の自由な判断に影響を与えるような威圧的言動や態度が警察官にないこと、②警察官が自分についてどのような犯罪の嫌疑を抱いているのかが対象者にわかること、③警察官の要求（職務質問、所持品検査、身体検査、同行、取調べ、顔写真撮影、指紋採取）を拒否しても不利益を受けないことを対象者に告げること、④対象者が警察官の要求（職務質問、所持品検査、身体検査、同行、取調べ、顔写真撮影、指紋採取）を拒否した場合、対象者の拒否の意思を尊重し、警察官が対象者の行動の自由や帰宅の自由を妨げないことが必要である。

なぜなら、①警察官の威圧的言動、特に警察官の集団による威圧的言動があれば、対象者は警察官の指示に従わなければならないという恐怖心を抱くことになり、拒否という選択ができなくなるからである。以後、その恐怖心を解消する対応が警察官側でなされないかぎり、対象者の恐怖心が続いているのも当然の心理状態である。

②犯罪を犯しているという自覚のない対象者は、警察官が自分に対してどのような犯罪の嫌疑を抱いているのか説明されなければ、どのような弁解をすればよいかわからず、とにかく警察官の言いなりにならないかぎり、何をされるかわからないという不安に陥る。これを解消するには、警察官の側から対象者に対して、嫌疑の内容とこれに対応する法律の条文を説明する必要がある。

③一般の人は複数の警察官に取り囲まれただけで威圧感を感じる。警察官の要求を拒否できるのか、拒否したら逮捕されるのではないかと不安になる。この不安を解消するために、警察官の側から対象者が警察官の要求を拒否できることを説明する必要がある。

④対象者が応じるまで、警察官が対象者の行動の自由や帰宅の自由を妨げるようなことをすれば、①ないし③の要件を充たしたとしても無意味である。

(4) 任意性の判断

ごくふつうの市民生活を送っている人に対して警察官が突然威圧的に振る舞い、一般の人々がこれに威圧され従わざるを得なくなった実情を無視ないし軽視して、「任意に応じたもの」という法的評価をしてしまうと、警察官に威圧的に振る舞われ屈辱的な体験を強いられた一般の人々は、警察（官）に対する信頼を失うだけでなく、警察官の横暴を見逃す裁判所に対する不信にもつながってしまう。裁判所は、対象者の任意性の存在の判断を慎重に行うべきである。

第4 歩道上における警察官らの違法行為

1 違法な職務質問と犯罪のねつ造

本件では、原告に近寄ってきた警察官が原告に対し、口頭による質問を何もせず、いきなり、「鞆（背負い鞆）の中を見せろ」と言った。

警察官職務執行法2条1項によれば、警察官が職務質問をすることができる対象者は、「異常な挙動その他周囲の事情から犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者」か、「既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている」と認められる者」に限られる。

原告には前科前歴はなく、本件当時は大学の研究者であり、徒歩でウォーキングをしながら帰宅する途中だったというもので、およそ上記の対象者に該当しない。

また、軽犯罪法第4条は、同法第1条各号が日常的な些細な事象を犯罪と捉えていることから、現場の警察官による濫用を懸念し、あえて明文で、「この法律の適用

にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。」と規定している。

しかるに、A 警部補らの原告への対応は、警察官職務執行法の職務質問の要件を明らかに逸脱しており、また、軽犯罪法違反に該当しない行為を犯罪に仕立て上げて、原告を犯罪者として扱っており、違法である。

2 違法な職務質問

(1) 被告の弁解について

これに対して、被告は、パトカーに乗っていた警察官らが原告を初めて確認したときの状況がまったく異なるものとして主張している。このような食い違いは、原告又は警察官らの記憶違いによって生じることではない。どちらかが記憶に反する虚偽の主張をしていると言わざるを得ない。

結論から言えば、被告の主張が虚偽であり、A 警部補の陳述書ないし証言が虚偽である。それは、警察官らが原告に声を掛けた以降の行為が警職法の規定に適合するよう取り繕うための虚偽である。

(2) 第一発見者

A 警部補が車の中から最初に原告を発見したという証言は虚偽である。

A 警部補の証言によれば、警察官 3 人でパトカーに乗っていたときの座席の位置関係は、B 巡査部長が運転席、C 巡査長が助手席、A 警部補は助手席後ろの後部シートである (A 尋問調書 1～2 頁)。

視界の点では、前方の景色が見え易いのは B 巡査部長と C 巡査長である。B 巡査部長は安全運転を第一としなければならないから、C 巡査部長がいちばん前方の景色を注視できる位置にいた。A 警部補は運転席と助手席の 2 人に視界を遮られて一番見えにくい位置に座っていた。

A 警部補は、陳述書 (乙 2) で、「(原告) さんは、私たちが乗車するパトカーに

気付くと、不自然に顔をそらして足早に通り過ぎようとした」（2頁）とあり、法廷証言では、「辺りをキョロキョロと見回しながら、パトロールカーを見ると一瞬顔をそらしました。」（A尋問調書2頁）から、A警部補は、原告がパトカーに気付く前に、原告の存在と動作を観ていたことになる。主尋問で、「証人が原告を発見した時、原告は何をしていたんでしょうか」と質問され、「キョロキョロと辺りを見回しながら歩いておりました。」と証言している（A尋問調書2頁）。「キョロキョロと辺りを見回しながら歩いておりました。」という主張は被告東京都の準備書面（1）にはない（3頁参照）から、A警部補が偽証しているか、他の2人の警察官に先んじて原告の存在に気づいたことになる。

しかし、A警部補自身が説明しているパトカー内の3人の警察官の座っていた位置からすれば、A警部補は最も前方が見えにくい位置に座っていたのであり、A警部補が最初に原告の存在に気づいたということは考えられない。

（3）原告の挙動は異常だったか

原告には、自分がどのように歩いてきて（甲18）、どの位置でパトカーの存在に気づき、どの時点でどのように警察官に声を掛けられたかということについて、嘘をつくべき理由がない。これに対して、警察官らは、警察官職務執行法に基づいて適法に職務質問したことになるから、同法の規定に適合するよう職務質問したと説明しないと、違法な職務質問であったことを認めることになる。したがって、嘘をつく動機ないし可能性は、警察官側にこそある。もちろん、これだけの比較で、被告側の主張が虚偽であるということとはできない。内容について検討する。

警察官職務執行法によれば、職務質問の対象者は、「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている」と認められる者」（2条1項）。

A陳述書（乙2）によると、原告の不審な行動は、「私たちが乗車するパトカーに

気付くと、不自然に顔をそらして足早に通り過ぎようとしたこと」だと指摘している。つまり、陳述書では、原告の不審な行動は原告がパトカーの存在に気づいてからということになっている。

ところが、A 警部補の法廷証言では、原告を発見したときの状況について、「キョロキョロと辺りを見回しながら歩いておりました。」(2頁)となっており、原告がパトカーの存在に気づく前に、A 警部補らが先に原告の存在に気づいて、原告の様子を観ていると、そのような不審な挙動があったというのである。そして、「辺りをキョロキョロと見回しながら、パトロールカーを見ると一瞬顔をそらしました。」(同頁)と証言している。

いずれにしても、これらの事情だけでは、「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」にも、「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている」と認められる者」にも該当するとは言えない。

「キョロキョロと辺りを見回しながら歩いておりました。」(2頁)という事情は、法廷証言で新たに付け加えられた事情である。このこと自体、不可解であり、そのような事実があったか疑わしい。主尋問でも、「具体的にはどのような点から、職務質問を続ける必要性を感じたのですか」と質問され、「まず第一に、原告を見た瞬間、パトカーに対して一瞬顔をそらした、そして」と証言している(5頁)。実体験ではないからこそ、同時期の証言でありながら、このような違いを生じてしまうのである。

仮に、これらの不審事情があったとすれば、A 警部補が、原告に声を掛ける内容はこの点に関するものになるはずである。「なぜ、キョロキョロと辺りを見回していたのか」「なぜ、パトカーを見て一瞬顔をそらしたのか」と、原告の直前の行動について質問をしたはずである。直前の行動についてであれば、何らかの弁解をしなければ不審感を強めてしまうからである。しかし、A 警部補はそのような質問をしな

いで、「こんな時間にどちらに行かれますか」と声を掛けたという（2頁）。原告が職務質問に応じなかったということであれば、不審な点を D 警部補に引き継いで、D 警部補が取調べのときに質問したはずである。しかし、D 警部補もそのような質問をしていない。D 警部補が質問していないのは、A 警部補が D 警部補に不審な点として引き継がなかったからである。なぜ、A 警部補は D 警部補に引き継がなかったのか。そのような不審点がなかったからである。そうであればこそ、引き継ぐ必要はなく、引き継がなかったのである。

A 警部補の説明によれば、同人が「こんな時間にどちらに行かれますか」と質問すると、原告は無言のまま立ち去ろうとしたとのことであるが、やがて原告が帰宅途中であることを認め、その後、原告の職業や住所を確認すると、歩いている方向が勤務先から自宅への道のりを通り過ぎていることに「不審感を強め」たとのことである。

これも不可解である。原告の歩いている方向に不審感を抱いたのであれば、このとき原告が何時頃に大学を出たかというところから質問すべきである。そして、どのような経路を歩いていたかを確認すべきである。それこそ、警察官としての不審尋問の初歩である。そうすることによって、原告が歩いていた時間の長さや歩いていたコースを知ることができ、不審感を払拭したはずである。しかるに、A 警部補も他の警察官らも、この点の質問を原告にしていない。それは、だれも原告の歩いている方向について関心もなければ、疑問も抱かなかったからである。

（4）すれ違うまでの所要時間

この問題を、すれ違うまでの所要時間の観点から検討してみると、さらに、被告側の主張や A 警部補の証言の虚偽性が明らかになる。

原告は、職場である大学キャンパスから自宅に徒歩で帰る途中、時差ボケ解消のためのウォーキングを行うこととして、自宅を通り過ぎた板橋区の石神井川辺りまで遠回りして歩いた後、自宅に戻ろうとして本件現場付近に差し掛かったところで（甲 18 参照）、警察官（原告の記憶によれば B 巡査部長）に声をかけられた。つ

まり、本件現場付近に差し掛かったときには、原告は、板橋方向から巣鴨方向へ、自宅を目指して歩いていたと主張したのに対して、被告東京都は、本件現場付近の国道17号線（中山道）沿いを、板橋方向から巣鴨方向に向けて、時速20km くらいの低速（A 尋問調書19頁）でパトカーで警ら中、左手歩道上を、こちら側に向かって（巣鴨方向から板橋方向）、原告が、ミラクルスリービル前を歩いてくるのを認めたと、進行方向や発見状況について、原告主張とは真っ向から矛盾する主張を行っている。

いずれかが虚偽の主張であり、偽証である。

本件現場付近の国道17号線（中山道）は、制限時速60km であるから、いくら深夜時間帯とはいえ、警らのために時速20km という徐行に等しい速度で進行していたとするA 警部補の証言は不自然である。走行していたとすれば（この前提自体が実は虚偽である。）、低速であっても、時速30km、40km くらいにはなっていたはずである。

被告は、発見時の原告は「本件パトカーに気付くや、不自然に顔をそらして足早に通り過ぎようとした」と主張している。また、A 証人の陳述書にも「(原告) さんは、私たちが乗車するパトカーに気付くと、不自然に顔をそらして足早に通り過ぎようとした」(乙2・2頁) と記載されている。

ところが、A 証人は、法廷においては、原告は辺りをキョロキョロ見回しており、パトカーを見ると一瞬顔をそらせた（A 尋問調書2頁）、当時、原告は普通に歩いており、パトカーを見つけて、そこでスピードを上げたということも特に感じられなかった（A 尋問調書21頁）と明確に証言している。したがって、そもそも原告が本件パトカーに気付いて、足早に通り過ぎたという事実はなかったということである。警察官が原告を発見した時の本件パトカーの位置（A 尋問調書末尾添付の地図中の㊸）と、その時の原告の位置（同地図中の㊹）は、約10mほどの距離しかなかった（地図中の距離については、同地図右角の10mの目盛り参照）。被告主張によれば、原告と本件パトカーは、対面状態で反対方向を進行していたというこ

とである。また、通常の男性の歩くスピードは、時速5～6kmほどであり、A証言によっても、原告は普通に歩いていたと認められる（A尋問調書21頁）ことから、本件でも時速5～6kmほどと考えるのが妥当。他方、本件パトカーは時速20kmほどで走行していたとする。

そうすると、本件パトカーが原告を発見してから、両者がすれ違うまで、原告が歩いた距離は2.31m、時間にしてわずか1.38秒ほどにすぎない。

〈計算式〉 原告の歩く速度：6km/h \div 1.67m/s

本件パトカーの走行速度：20km/h \div 5.56m/s

原告が本件パトカーとすれ違うまでに歩いた距離を x mとする。

$$\frac{x}{1.67} = \frac{(10-x)}{5.56}$$

$$5.56x = 1.67(10-x) = 16.7 - 1.67x$$

$$7.23x = 16.7$$

$$x = 16.7 / 7.23 = 2.31\text{m}$$

原告が本件パトカーとすれ違うまでの時間

$$2.31\text{m} \div 1.67\text{m/s} = \underline{1.38\text{s}}$$

パトカーの速度が30km、40kmであればさらにすれ違い時間は短くなる。

被告によれば、警察官が原告を発見した後、①「原告が本件パトカーに気付き」、②「不自然に顔をそらせ」、③「足早に通り過ぎようとした」ということである。しかし、この①～③の一連の動作を、すれ違いざまのわずか1秒ほどの瞬間で原告が行ったというのは、不自然である。

他方、A 証言によれば、③の動作はないが、その代わりに、④「辺りをキョロキョロ見回す」、という動作を①の動作の前に行っていたということである。この「キョロキョロ見回す」動作について、A 証人は、「(ビルや家屋のある) 右側をこう見回したりとか、ある時は走ってる車を見たりとか、こういう形で左、右、顔を両方向に向けてこう見てたというような形です。」(A 尋問調書 18 頁) と具体的に述べている。本件パトカーが原告を発見し、すれ違うまでのわずか 1. 38 秒ほどの間に、原告が、④辺りをキョロキョロ見回す(顔を右、左の両方向に向けて、見回す動作)だけでも不可能である。それが更に、①本件パトカーに気づき、②不自然に顔をそらせる、という動作があつて、A 警部補がこれを目撃したということだとすると、尚更のこと不可能である。パトカーの速度が 30 km、40 km であればさらに不可能である。

なぜ、A 警部補はこのようなあからさまな虚偽の証言をするのか。それは A 警部補が本件当時の原告への対応が警職法の職務質問の要件を充たしていなかったことをはっきり自覚しているがゆえに、職務質問の要件を充たしていた説明をしなくてはならなくなったからである。しかし、職務質問の要件を充たしていた旨の説明をしようとする、1. 38 秒の間に目撃した原告の動きが多くなりすぎてしまい、1. 38 秒に納まらなくなってしまったのである。

(5) 原告の言葉遣い

原告はだれに対してでも「です」「ます」という丁寧な言葉遣いをしている。A 警部補らに声を掛けられたときも、その後の警察での取調べでも、原告は一貫して「です・ます」調で答えている。

ところが、A 警部補の陳述書によれば、A 警部補が「こんばんは。こんな時間にどちらに行かれますか」「犯罪の予防のために職務質問に応じていただけますか」「何なければすぐに済みますから」「ちょっとすみません」「ご協力をお願いします」と、丁寧な言葉遣いをしているのに対して、原告は「もう自宅に帰るところだ」「帰るからもういいだろ」とぶっきら棒な言い方をしている。「何かご身分を証明できる

物をお持ちですか」という丁寧な言葉遣いに対しても、「大学の研究室にいる」とぶっきら棒な言い方をしている。

大学の研究者という職業柄からして原告はふだん「です・ます」調で話しているはずである。そのような原告がなぜ初対面の警察官らにこのようなぶっきら棒な、まるで喧嘩を売っているような言い方をするのか。警察（官）に対して敵対的感情を抱く過去の経験があったのであれば、ぶっきら棒な言い方はあり得るであろうが、A 警部補の証人尋問ではこのような事情は何ら明らかになっていない。

A 警部補から原告の身柄を引き継いで原告の取調べを担当した D 警部補についてみると、その陳述書（乙 3）では、原告の言い方は「いろいろ便利だからだ。」（2 頁）「いざという時に使う。災害用だ。」（同）「こんなことになるならもういらぬ。」（4 頁）と表現されているが、D 警部補の証言によれば、原告の言葉遣いは「持ってます」「護身用ではありません」という言い方だったとのことである（33 頁）。

通常、特に対立関係がわるわけでもない、見ず知らずの人から声を掛けられたとき、自然と無用な対立を回避しようとして、喧嘩腰の物言いをせず、どちらかと言えば、丁寧な言葉遣いになるものである。

深夜、ウォーキングをして帰宅する途中の公道で警察官らに声をかけられた原告が、警察に対して何らの恨みを抱いているわけでもないはずなのに、最初からぶっきら棒な話し方になる理由が全く不明である。公道ではぶっきら棒な言い方だった原告が、取調べになった途端、普段の「です・ます」調に変わるということも考えにくい。

A 警部補の証言こそ、警察官らが原告に声を掛けたときに警職法の要件を欠いていたことをごまかすための事実のねつ造である。

（6）警職法を逸脱した職務質問

原告は、本件現場付近で、いきなり警察官から「何を振り返っていたんだ」、タクシーを止めようとした訳じゃないだろう」などと声をかけられ、「別になんでもありません。」と言ってそのまま通り過ぎようとしたところ、2 人の警察官が寄ってきて、

「鞆の中を見せろ」と言った。

「何を振り返っていたんだ」「タクシーを止めようとした訳じゃないだろう」というのは、単なる暴言であり、いきなり初対面の人物に対して投げかける言葉ではない。そして、本件当時の原告の挙動は何ら異常ではなかったし、周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、もしくは犯そうと疑うに足りる相当の理由はなく、すでに行われた犯罪について、もしくは犯罪が行われようとしていることについて知っているとは認められる事情もなかった。したがって、警職法の職務質問の要件を欠く違法な対応である。

(7) 任意性を欠く執拗な付きまとい

原告に声をかけた時点で、A 警部補らは、原告に対する何らの犯罪も想定していなかった。

A 警部補の証言によれば、原告は無言で立ち去ろうとしたので、A 警部補らが粘り強く、職務質問に応じてくれるように協力をお願いし、立ち止まってもらうまでに少し時間がかかった (A 供述調書 3 頁) とのことであり、その時間は「10分、15分ぐらい」「10分前後」だったということであり (同 37 頁)、「ちょっとどちらに行くんですか」「危険な物は持っていますか」と 3 人の警察官らが時には一緒に時にはバラバラに言ったとのことである (同頁)。特に不審な点のない原告についてこのような長時間、人気のない深夜、3 人の警察官が執拗に付きまとえば、原告の側はこれに応じないかぎり家に帰らせてもらえないという恐怖と怒りと諦めの気持ちになるのは当然であって、任意性を欠くというべきである。

この時点で、すでに違法な逮捕行為が始まっているとみるべきである。

3 所持品検査

(1) 違法な所持品検査

本件ではそもそも原告について犯罪に関連する不審点は具体的に何も確認されていないのであるから、最初から「鞆の中を見せろ。」と言ったこと自体が違法である。

この違法性は、原告が応じたことで解消されることではない。

(2) 所持品検査の任意性

警職法には所持品検査に関する明文の規定はない。したがって、任意としてでなければ、これを行うことはできない。

しかるに、A 警部補らは、所持品検査を断わることができること、断わっても不利益はないことを説明していない。この説明がなければ、一般の人は断われれば何らかの不利益を受けるのではないかと考え、事実上、従わざるを得ない。しかも、A 警部補の証言によれば、原告が拒否したので5分から10分くらい粘り強く説得(要求)し続けていたというのであるから、事実上の強制である。したがって、任意性を欠く。

(3) 最高裁判例との対比

最高裁第三小昭和53年6月20日判決は、「搜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、所持品検査においても許容される場合があると解すべきである。」とし、「もっとも、所持品検査には種々の態様のものがあるので、その許容限度を一般的に定めることは困難であるが、所持品について搜索及び押収を受けることのない権利は憲法35条の保障するところであり、搜索に至らない程度の行為であってもこれを受ける者の権利を害するものであるから、状況のいかんを問わず常にかかる行為が許容されるものと解すべきでないことはもちろんであって、かかる行為は、限定的な場合において、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる限度においてのみ、許容されるものと解すべきである。」としている。

本件の場合、原告について「異常な挙動その他周囲の事情から犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由」はない。しかも、警察官らは突然、何の質問もすることなく、原告について何ら不審な点が認められない時点で、「鞆(背負い鞆)の中を見せろ」と要求しており、「所持品検査の必要性、緊急性、

これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡など」という要件を欠いている。

したがって、原告に対する上記所持品検査は必要性も緊急性も認められないから違法である。原告がこれに応じたとしても、違法性を阻却するものではない。

4 窃盗行為

A 警部補らは、歩道で原告の鞆の中の本件マルチツールを見つけたときに、原告の承諾もなく、勝手に原告の占有を奪っており、その行為は窃盗に該当する犯罪である。

事実経過からすれば、A 警部補らは本件マルチツールの存在を確認した上で、続けて「正当な理由」「隠して携帯」という犯罪構成要件を慎重に検討判断するということをしていないから、軽犯罪法1条2号に該当するという認識を持つことはありえず、原告から本件マルチツールを適法に取り上げることはできなかった。A 警部補らの取り上げ行為は窃盗である。A 警部補の証言によれば、このときA 警部補は任意提出書の用紙を鞆の中に持っていたということである（A 尋問調書36頁）から、その場で任意提出書を作成することもできた。しかるに、あえてそれを行わなかった。一方的に取り上げられた一般市民の立場からすれば、ヤクザに因縁をつけられて、まともに弁解を聞いてもらえず、取り上げられたのと何も変わらない。占有を合法的に移転させる手続が任意提出書の作成であるから、これを行わなかったA 警部補の行為が犯罪（窃盗）を構成すると評価されてもやむを得ない。このような評価判断をしておかなければ、今後も警視庁の警察官らが同様の無法行為を繰り返すおそれがある。

その後、目白署分庁舎（地域課）の取調べの段階で任意提出書を書かせたとしても、原告が本件マルチツールを所持していたことについて犯罪が成立しないのであるから、本件マルチツールを犯罪組成物（刑法19条1項1号）として任意提出を求めること自体が許されない。したがって、本件マルチツールを犯罪組成物（刑法

19条1項1号)として取り上げたことを、事後の承諾によって犯罪でなかったことにすることはできない。

5 身体検査

(1) 違法な身体検査

原告について軽犯罪法1条2号が成立しないことは明らかであるから、捜査機関において原告を被疑者として扱うことは違法である。そのような原告に対して、警察官は「ボディーチェックをさせろ」と言い、原告に両手を横に伸ばさせ、原告の胴体から両足と、原告の体中を触り、ボディーチェックを行った。まるで追いはぎである。

警察官職務執行法では、逮捕されている被疑者については、その身体に凶器を所持しているかどうかを調べることができる(2条4項)と規定している。この反対解釈として、逮捕されていない被疑者については、身体に対する探索行為は許されない。この場合、断わる自由があることを告げた上で、被疑者の同意を得れば、許されると解する余地はあるが、被疑者でない者の身体に対する探索行為は、法律上の根拠を欠き、違法である。

本件の場合、原告は被疑者ではないから、原告の身体に対する探索行為は違法である。

(2) 身体検査の任意性

説明さえすれば解放してもらえるものと思っていた原告は、警察署に連れて行かれれば、いつ釈放されるかわからないという不安から、A警部補らの同行要求を頑なに拒否していた。そんなときに警察官からボディーチェックを要求された原告は、これに応じて異常がないことが分かってもらえれば警察署へ行かなくても済むのではないかと期待して応じることにした。そして、警察官は原告の身体を入念に触った。

警察官らのだれひとりとして、身体検査を拒否できること、拒否しても何ら不利

益なことをされることはないことを説明しなかった。したがって、任意性を欠き、違法である。

これに対して、A 警部補の陳述書（3 頁）によれば、原告は A 警部補らの質問に答えようとせず、「帰るからもういいだろ」などと言いながら、歩道上を行ったり来たりした後、身分確認させてくれたが、バッグの中身を確認させて欲しいというのと、原告は「何で鞆の中を見せなきゃいけないんだ」などと言って、その場から立ち去ろうとしたので、「その後も約 15 分の間」歩道上を行ったり来たりしながら所持品検査に応じてくれない状態が続き、それでも、A 警部補らが粘り強く所持品検査への協力を求め続けた結果、原告がバッグを路上に置いて、所持品検査に応じたが、このときバッグの中を確認する前に身体検査を行ったというのである。

しかし、自己の占有物に対する確認作業にやっとな同意した原告が、自己の身体に直接接する探索行為を直ちに許すとは考えられない。また、警察の捜査手法としても、人権の侵害性の小さい行為から行うのが鉄則であって、所持品を確認したら不審な物が見つかったときに、所持品検査よりも人権侵害性の高い身体検査に進むものである。A 警部補の証言するとおりであれば、そのようなやり方自体が違法である。

しかも、ここでも、被告の主張によったとしても、A 警部補らは、身体検査を拒否できること、拒否しても何ら不利益がないことを原告に説明していない。むしろ、執拗に所持品検査を要求し続け、身体検査を拒否できる説明をしていなかった。

したがって、任意性を欠く違法な身体検査である。

6 同行の強制

（1）同行を求める要件

警職法 2 条 2 項では、「その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。」と規定してい

る。「求めることができる」という規定の仕方から明らかなように、あくまでも任意であり、同行を強制することは許されない。

(2) 同行を求めたことの違法性

原告についてはそもそも警職法2条1項に該当しないのであるから、同行を求めることができない。同行を求めること自体が違法である。

(3) 任意性を欠く同行

A 警部補の証言によっても、原告が警察署に行くことを拒否していたことは明らかである (A 供述調書10頁)。それでも、A 警部補らが原告を警察署に同行しようとした理由は、近くにマンション、アパート等があって、窓から人が見えて、おまわりさんが何をやっているのかということで人目にさらされ、原告に不利になるのではないかと思ったからだという (同9頁)。しかし、これは後からとってつけた理屈である。警職法2条2項は「本人に対して不利であり」と規定しており、警察官がそう思ったかどうかを要件にしているのではない。原告にしてみれば、一刻も早く警察官らから解放されて帰宅したいのである。警察署に行けば、いつ帰宅できるかわからなくなるのであるから、原告にとってその場で質問が続くことが不利だということはできない。A 警部補は、場所が中仙道沿いで深夜も交通量が多かったことも説明している (同9頁) が、そうであれば時速20kmでの徐行などできるはずがない。A 警部補の説明は明らかに矛盾している。

A 警部補によれば、さらに捜査する必要があったので、原告に同行を求めたとのことであるが、その後の推移からすれば、後述するとおり、D 警部補は原告に対して「正当な理由」「隠して携帯していた」という要件についてほとんど質問しないまま被疑者としての供述調書を作成している。そうだとすれば、A 警部補らが原告を警察署に連行しようとした目的は「質問するため」ではなかったのであり、警職法2条2項の規定を逸脱しており、違法である。

しかも、A 警部補によれば、原告は「俺は行かない。何故行かなきゃいけないんだ。」などと申し立てた。A 警部補が原告に、「正当な理由なく本件マルチツールを

隠して携帯することは軽犯罪法違反に該当し、「何かあったときにいろいろ便利だから。」というだけでは正当な理由とは認められないので、本件ナイフの携帯理由についてももう少し詳しく聞かせて欲しい」などと説明したところ、原告がどこかへ携帯電話を掛け、しばらく話し込んでいた。原告の通話が終了したところで、A 警部補が原告に目白署への同行を求めたところ、原告はすぐには応じなかったが、更に A 警部補が携帯理由について詳しく話しを聞きたいと重ねて説明したところ、原告は承諾したとのことである。

A 警部補の説明によっても、原告は警察署に行くことを明確に拒否しており、他方、A 警部補らはだれも、原告が同行を拒否できること、拒否しても何ら不利益がないことを説明していないのであるから、同行させたことは任意性を欠き、違法である。

7 違法な逮捕行為

原告を自由に帰宅させない警察官等の行為は、本件マルチツールの存在を確認した時点から始まっている。以後、A 警部補らは、原告を警察署に連行し、被疑者としての供述調書を作成し、姿写真を撮影し、顔写真を撮影し、指紋を採取するまで、原告を解放するつもりはなかったのであるから、これら全体が違法な身柄拘束＝逮捕である。帰宅途中だった原告が、原告が自宅に帰りたがっていたことは明らかである。そのような原告の帰宅を妨げ続けていた期間はすべて違法な身柄拘束である。

第5 目白署における違法行為

1 人身の自由に対する侵害等

目白署における警察官等の原告に対する対応は、逮捕されているという実感を抱いている原告に対して逮捕状態を解除するものになっていないから、原告が身体の自由を回復するまで違法な逮捕状態が継続している状態であった。

2 原告に対する威圧的言動

原告が被疑者でないことが明らかであったにもかかわらず、警察官らは原告を目白署の1階のロビーのコーナーに連れ込んで、取り囲んだ。警察官Dが「何でここへ連れて来られたか言ってみろ」と命令口調で言った。原告が「逮捕されて、ここに連れて来られた」と答えると、「あんたねえ。逮捕なんて言葉を軽々しく使うもんじゃないよ!」と大声で怒鳴った(原告調書13～14頁)。原告に対するこのような言動は、不当に人を威圧するものであり、違法である。

この点、被告東京都は、E 巡査部長らが原告を怒鳴りつけた事実等を否認し、また、D 警部補も同様の証言をしている。

しかし、A 警部補らは、原告が本件マルチツールを携帯しているのを確認した時点で、原告が本件マルチツールを携帯していることだけで、原告を軽犯罪法違反で摘発すると結論づけており、A 警部補らの連絡を受けている目白署のE 巡査部長らがA 警部補らと同じ認識に立って、原告を軽犯罪法違反の被疑者として扱うのは当然である。そのため、E 巡査部長は原告に対し「何でここへ連れて来られたか言ってみろ。」などと原告を犯人扱いする言葉を発したとしても、何ら不自然ではない。他方、原告は、A 警部補らに罪名も条文も説明されていなかったことから、自分がどのような犯罪を犯したのか理解できておらず、A 警部補らに犯罪者扱いされ、帰宅することを許されずにパトカーに無理やり乗せられたことから、「逮捕されてここに連れて来られたんです。」と答えたとしても、何ら不自然ではない。

また、D 警部補も、E 巡査部長、F 巡査長が原告に対応したと証言しているとおり(D 尋問調書2～3頁)、原告は複数の警察官に取り囲まれていたのであるから、原告は完全に委縮し、抑圧されていた。

また、E 巡査部長らは、A 警部補から引継ぎを受けた際、原告が直ぐに同行に応じなかったといった経緯を聞いていたのであるから、取調べの前に先ずは原告を脅しつけ、警察官の言うことを素直に聞き入れるように原告の意思を抑圧し、その後の取調べ等をスムーズに進めるという動機があったのであり、原告の主張は全く不

自然ではない。

3 原告の取調べ過程の違法

(1) 供述調書の作成

D 警部補が、犯罪の成立を確認していない原告について、犯罪が成立するものとする内容の被疑者調書を作成し、原告に署名指印させたことは、違法である。

(2) 黙秘権及び弁護人選任権の不告知

警察官らが原告を取り囲み、怒鳴りつけた後、D 警部補がやって来て、原告に対し、氏名、住所、職業等について質問したが（原告調書15～16頁）、取調べに先立ち、D 警部補は、原告に対し、黙秘権や弁護人選任権を告げなかった。

この点、D 警部補は、供述調書を作成する段階になって供述拒否権を告知した旨証言し（D 尋問調書7頁）、被告東京都も同趣旨の主張をしている（被告東京都準備書面（1）8頁）。そして、D 警部補は、最初に原告の話を聞いた時点では事情聴取、下調べであり、原告は被疑者という立場ではなく（D 尋問調書3～4頁）、原告に対する下調べの結果、原告を軽犯罪法違反の被疑者と認めたため、原告を同法違反の被疑者として取り調べることになり、初めて供述拒否権を告知した旨証言している（D 尋問調書6～7頁）。

しかし、警察官らは原告が本件マルチツールを携帯していたことを確認した時点から原告を軽犯罪法違反の被疑者として扱っており、帰宅する自由を妨げ、実質逮捕していたのであるから、D 警部補のいう事情聴取、下調べの段階では既に被疑者だったのであり、D 警部補が原告から話を聞いたことは取調べ以外の何ものでもない。

また、そもそも、刑事訴訟法上、事情聴取（下調べ）と取調べの区別はない。あるのは、被疑者とそれ以外の者の区別である。刑事訴訟法では「捜査については、その目的を達成するため必要な取調をすることができる。」（刑事訴訟法197条1項本文）と規定しており、捜査とは、犯罪の嫌疑を明らかにすることが目的なのだ

から、(被告の主張によれば) 軽犯罪法違反に該当する可能性があるナイフを持っていた原告から事情を聴取し、正当な理由の有無、隠して携帯していたか否かについて確認することは、刑事訴訟法197条本文の「取調」以外の何ものでもない。

仮に、D 警部補のような事情聴取と取調べの区別が認められるとすれば、捜査機関は対象者が自白をするまでは「事情聴取(下調べ)」をし、自白に至った段階で被疑者として扱い、黙秘権を告知すれば足りることになってしまい、黙秘権を人権として保障する意義を没却することになってしまう。

以上から、D 警部補は、取調べに先立ち、黙秘権を告知しなかったことは違法である。

また、逮捕されている被疑者である原告に弁護人選任権を告知しなかったことも違法である。

(3) ナイフについての知識不足

D 警部補は、警察官としてベテランであるにもかかわらず、警察官として取り締まる対象物の「刃物」に関する初歩的な知識さえ持っていなかった。すなわち、本件マルチツールはもともと「スイスアーミーナイフ」と呼ばれるものであるが、なぜ、アーミーナイフと呼ばれるかということについて、D 警部補は、戦闘要員がいざというときに護身用に使うナイフだと認識しており、先輩にもそういうふうに伺っていたと証言した(D 尋問調書14、15頁)。

警視庁では、本件マルチツールを軽犯罪法1条2号違反で摘発しておきながら、本件マルチツールについての基礎知識さえ警察官らに学習させていない(同16頁)。とにかく「刃物」がついていれば摘発すればよい、と単純化して軽犯罪法1条2号違反の摘発をしているから、基礎知識の学習など必要ないのである。警視庁における軽犯罪法違反の摘発、とくに1条2号の摘発がダントツに多い(甲43、44参照)のはそのためである。それが、警視庁の警察官が津波の被災地で実情に合わないことをして問題になるのである(甲25、26参照)。

(4) 「正当な理由」の未確認

D 警部補は、原告を軽犯罪法 1 条 2 号違反で取り調べていたはずであるから、その構成要件事実を確認すべきは当然である。

ところが、D 警部補は、供述調書の作成に先立って原告に本件マルチツールを携帯していた理由を尋ねることなく、供述調書の作成を開始した。これは、D 警部補も、A 警部補らと同様に、原告が本件マルチツールを携帯していたことだけで軽犯罪法 1 条 2 号違反で検挙できるという事件処理を日常的にしていたから、「正当な理由」の存在について慎重に事情を確認するという意識が欠落していたのである。

この点に関して、D 警部補は、「下調べ」の段階で原告に対し本件マルチツールの所持理由を尋ね、原告は、災害用に便利だから等と答えた旨証言している（D 尋問調書 4 頁）。そして、本件マルチツールが災害用のものであるかどうか確認するため、原告のバッグの在中物を確認したところ、方位磁針やバンドエイドといった災害用の物はなかったという旨証言している（D 尋問調書 5 頁）。

D 警部補らが原告のバッグの在中物を全部、外に出して机に並べ、確認したことは事実である。それが、「正当な理由」の確認のためだったのであれば、D 警部補は、本件マルチツールと他の在中物との関係を質問したり、また、他の在中物の写真を撮影したはずである。マルチツールの所持理由が災害用であるか否かは、「正当な理由」の存否を決する重要な構成要件該当事実であり、ほかの災害用グッズを持っていれば災害用であり正当な理由に当たると判断していたというのであり（D 尋問調書 3 4 頁）、本件は検察庁に送致されているのであるから（D 尋問調書 3 4 頁）、原告の申立てに疑義があるのであれば、そのことを明らかにしておくため、写真撮影をするのが当然である。後日、原告に当日の所持品を持って来るよう改めて求めた場合、当日所持していなかった物を持って来たり、所持していた物を持って来なかったり、という事態が起こり得ないではない。そのようなことにならないようにするために、その場で写真撮影をして証拠を確保する必要があった。

しかるに、D 警部補をはじめとする警察官らはだれも、原告のバッグの在中物の写真を全く撮影しておらず、（D 尋問調書 2 3～2 4 頁）、D 警部補は写真撮影する

ことも考えず、他の警察官からも写真撮影の話さえ出なかった(D 尋問調書 2 4 頁)。

それどころか、D 警部補は、マルチツールの所持理由が災害用であるとの原告の申立てにつき、原告の所持品に災害グッズがなかったことから、「これはただ単に便利だというような、正当な理由なしに所持携帯していたというふうに判断しました。」(D 尋問調書 6 頁) というのであり、マルチツール以外の災害用グッズの有無につき、質問をしなかったとのことである。しかし、原告の災害用だと言う申立てにつき、他に災害用グッズがないことがおかしいというのであれば、警察官としては、その矛盾点について被疑者から詳しく話を聞こうとするのが当然である。

なぜD 警部補を初めとするその場に居合わせた警察官らはだれも写真撮影をしようとしなかったのか。その理由は、彼らが在中物を確認する目的が「正当な理由」の有無ではなかったからである。彼らの関心事はただ1つ。ほかにも「刃物」か何か犯罪になりそうなものがないかということだけだったのである。そして、自分たちの期待する獲物が見つからなかったことだけで用事は済んでしまい、「正当な理由」の存否の判断にとって重要な在中物の写真を撮影するという発想をだれも持たなかったのである。

D 警部補は、在中物の写真撮影をしなかった理由について、中々答えようとはせず、かつ、合理的な理由も答えることができなかった (D 尋問調書 2 3～2 4 頁) のは、当然である。

それは、彼らの警察官としての経験から、検察官から写真撮影による「正当な理由」事実の確認を求められたことがなかったからである。

(5) 事実確認をする前に「クロ」

警察官らが、原告のバッグの在中物の確認を終えると、D 警部補は、E 巡査部長に対し、「クロ」と告げ、供述調書の作成を開始した (原告調書 1 6 頁)。

この点、D 警部補は、「クロ」と言った事実はない旨証言している (D 尋問調書 7 頁)。

しかし、D 警部補が「帰宅途中そういう軽犯罪法に触れる刃物を携帯していたと

ということで、私は十分だと思いました。」と証言しているように(D 尋問調書20頁)、警察官らは、本件マルチツールが発見された時点から原告を被疑者として扱っていたのであり、「質問するため」(警職法2条2項)に原告を目白警察署に連行しようとしていたのではなかった。原告が目白警察署に同行されてきた時点で原告は完全に被疑者扱いされていたのであるから、D 警部補が「クロ」と言うのも当然である。警察官らは、マルチツールを所持していた者については常日頃、それだけで被疑者扱いしてきていた(甲43, 44参照)からこそ、原告についても本件マルチツールの存在を確認しただけで被疑者とするを当たり前だと考えたのであるから、軽犯罪法違反の成否につき、さらに原告から詳しい事情を聴取するという発想にはならないのである。詳しく事情を聞くまでもなく、「クロ」なのである。その後の事情聴取は、単に、原告の自白調書を完成させるための補充的な確認作業でしかなかった。

また、原告は、供述調書の作成前にD 警部補に了解を得て母親に電話を架け、D 警部補と電話を代わって母親と話をしてもらい、さらに、D 警部補の了解を得て携帯電話の充電をするなどしたため(甲24号証10～11頁)、D 警部補にとって、原告は余計な手間をかけさせる生意気な被疑者と映ったこともあり、あえて、D 警部補はE 巡査部長に「クロ」と告げなのである。

(6) 「正当な理由」の弁解を供述調書に書かない

D 警部補は、供述調書を作成しながら、原告の学歴や職歴とともに、本件マルチツールの所持理由について質問した。

しかし、本件では、D 警部補が「軽犯罪法の刃物所持携帯は正当な理由っていうところがいちばん大事なことで」と証言しているとおりに(D 尋問調書17頁)、本件マルチツール所持の「正当な理由」が構成要件該当事実として重要だった。それにもかかわらず、

(問) 供述調書を作成する時には何と答えてたんですか。

(答) 災害用に便利だからというようなことを話しておりました。

(問) 証人は、その内容をそのまま供述調書に録取したんですか。

(答) はい、そのとおりです。(以上、D 尋問調書 8 頁)

というように、D 警部補は、本件マルチツールの所持理由について、簡単な質問しかしておらず、方位磁針やバンドエイド等、その他の災害用グッズを原告が所持していたか否かについて何ら質問をしていない。被告東京都の主張のとおり、また、D 警部補の証言のとおり、本件マルチツール以外の所持品に災害用グッズがなかったというのであれば、そして、D 警部補がこの点につきおかしいと思っていたというのであれば、警察官としては、当然、その矛盾点を詳しく質問するはずであり、災害用に便利だからという原告の供述を「そのまま供述調書に録取」することなどあり得ない。D 警部補は、「正当な理由」の有無の重要性を認識していなかったのである。

また、D 警部補は、原告に対し、他に災害用グッズがないが、原告の言う災害用とはどのような趣旨なのかという質問をしたかとの質問に対し、「そういう趣旨のことを当然したと思います。」と証言し (D 尋問調書 3 8 頁)、確認した旨証言しているが (D 尋問調書 3 9 頁)、このことに関し、調書には一切記載していないと証言している (D 尋問調書 3 8～3 9 頁)。しかし、正当な理由の有無が重要であり、原告に質問し確認したというのに、この点につき調書に一切記載しなかったというのは不自然極まりない。D 警部補は「正当な理由」の有無に無関心だったのである。

そのような D 警部補であるから、原告の服装についても何ら関心を示さず、質問もしていない。本件では、本件マルチツールの所持理由について、災害用か否かが重要なポイントとなる。そして、原告の当日の靴やズボンは災害の発生を意識したものであり、真摯に取調べに当たった警察官であれば、原告の服装についても当然着目するはずである。しかし、D 警部補は、「質問はしませんでした。当然、帰宅途中という服装だと認識しました。」「服装は本件とは関係ないというふうに思っていました」などと証言しており (D 尋問調書 3 0 頁)、原告の服装について全く関心を示していない。

これらのことから、D 警部補らは、原告が本件マルチツールを携帯していた理由について全く関心を持っておらず、原告が本件マルチツールを携帯していたという事実だけで、原告を軽犯罪法 1 条 2 号違反で処理するのを当然と考えていたのである。

(7) 「隠して携帯していた」

D 警部補は、原告がマルチツールを「隠し」ていたか否かにつき、A 警部補から「隠し携帯についてはナップザックの中にあったというような説明を受けております。」(D 尋問調書 17 頁)、「A さんからは、バッグのナップザックの中にあったというふうに引き継いでおります」(D 尋問調書 18 頁)、「バッグの中に、すぐ取り出せるような外付けのチャック付きのポケットに入れてあったというようなことで隠し携帯というふうに、私は判断しました」(D 尋問調書 18 頁)と証言している。

しかし、バッグの中に入れることは、隠すという行為類型ではなく、通常、「隠して携帯していた」とは理解されない。警察官が「隠して携帯していた」と言えば、隠して携帯していたことになるのでは、条文で犯罪の成立を制限するための要件にした意味がない。

しかも、本件マルチツールは、バッグの中のジップロックの中に、他の物と同じように、さらに別のビニール袋に入れてあったものであり、すぐに取り出せるようにしていたものではない。むしろ、取り出しにくくしてあったというべき状態である。この状態は当該物が濡れたり、互いに絡まりあったりしないように分けてしまっていた状態と見るべきであって、「隠して携帯していた」とみるべきではない。もし、これを「隠して携帯していた」状態だと見るとすると、一緒に入れていた他の物も「隠して携帯していた」ことになり、却って理解不能の状態になってしまう。

D 警部補が原告に対して、なぜこのようなしまい方をしていたのかと質問すれば、原告はそれが災害時用であることを詳しく説明したはずであり、その結果として、本件マルチツールを「隠して携帯していた」のではないことが一層明らかになったはずである。D 警部補も他の警察官らも、上記包装の仕方に関心を抱かなかった。

それは彼らが「正当な理由」や「隠して携帯していた」という構成要件に関心が向いていなかったからである。彼らはほかにも犯罪に結び付けられそうな物がないかどうかということにしか関心がなかったのである。

(8) 読み聞けなしで署名・指印

D 警部補は、供述調書の作成を終えると、原告に署名・指印させたのであるが、D 警部補は、原告に対し、供述調書の読み聞けをすることもなかったし、原告に調書を読ませることもなかった。

この点についても、D 警部補は、原告に読み聞かせた後、閲覧させたと証言している (D 尋問調書 8 頁)。

しかし、原告に起こった出来事は、原告にとっては異常事態であり、原告が調書の読み聞けをされていれば、原告は当然覚えているはずであるから、原告の記憶は十分に信用できる。また、そもそも、原告は、読み聞けの必要性など当然に知らなかったため、D 警部補に対し読み聞けを求めなかったのである。

一方、D 警部補ら警察官にとっては、軽犯罪法 1 条 2 号違反事件は典型的で軽微な事案の一つであり、検察官が起訴しないことは明らかであるから、争いになることが全く予想されず、検察官の詳細なチェックを受けることもない事案でもあった。そのため、調書の作成手続が杜撰になったのである。また、D 警部補が調書の作成に先立ち、「クロ」と言っていたことから明らかなおり、D 警部補の頭の中では既に事件処理が終了していた。さらに、前科・前歴がなく、法的知識のない原告は、読み聞けの必要性など知らなかったため、D 警部補は原告に対し読み聞けをする必要もなかったし、「時間的に遅い・・・深夜になってますので、早く調書を作成しようというふうに私は考えて」との証言 (D 尋問調書 38～39 頁) からすれば、D 警部補は事件処理を急いでいた。そのため、D 警部補は、読み聞けや閲覧を省いたのである。

ところが、D 警部補は、読み聞けだけでなく、閲覧させたと証言している (D 尋問調書 8 頁)。しかし、D 警部補の陳述書 (乙 3) 4 頁にも、被告東京都準備書面

(1) 8頁にも、D 警部補が閲覧までしたとは記載されていない。D 警部補は、いかに丁寧な取調べをしたかということと言おうとし、あえて、閲覧させたとまで偽証していることは明らかであり、D 警部補の証言は到底信用できない。

4 任意提出書の作成

(1) 犯罪の不成立

任意提出は、捜査上必要な証拠物を、強制捜査令状によらず、所有者ないし占有者の同意により提出してもらうことである。

本件において軽犯罪法1条2号違反は成立しないのであるから、本件マルチツールは「犯罪組成物」(刑法19条1項1号)に該当しない。警察側としては、犯罪に関係のない本件マルチツールの任意提出を原告に求めることは許されない。任意提出を求めること自体が違法である。

(2) 提出事実の不存在

原告は、目白署に連行される前に、A 警部補らに本件マルチツールを取り上げられており、以後、現在に至るまで本件マルチツールを所持したことがない。したがって、D 警部補の取調べ時において本件マルチツールを任意に提出するという事実自体が存在しない。

(3) 任意性の欠如

任意に提出したと言えるためには、提出に先立って、任意提出の説明をする必要がある。しかし、A 警部補らは説明することなく、取り上げた。D 警部補にしても、原告に対し任意提出の説明をしていない。

これに対して、D 警部補は、原告にマルチツールを任意提出させることの趣旨を説明したと証言しているが(D 尋問調書26頁)、どのような説明をしたのかという質問に対し、B 巡査部長やD 警部補が、原告に対し、「任意に警察に提出してもらうんですよ。」「証拠品だから任意に提出して下さい。」などと告げたと証言している(D 尋問調書26頁)。しかし、歩道にいた時点ですでに本件マルチツールはA 警

部補らに取り上げられてしまっており、その後、原告の占有に戻ったことはないの
あるから、B 巡査部長や D 警部補が原告に対して、「任意に警察に提出してもら
うんですよ。」「証拠品だから任意に提出して下さい。」などと告げるはずがない。しか
も、D 警部補の「断っていいよというふうなことは言ってません」との証言（D 尋
問調書 26 頁）のとおり、D 警部補らは原告に対し、マルチツールの提出を断るこ
とができること、拒否できることを説明していないのであるから（原告調書 20 頁）、
原告は、マルチツールの提出を拒否できることを知らなかったのである。

したがって、任意の提出は存在しない。

（４）受傷事故の防止のため？

A 警部補によれば、現場において、A 警部補や B 巡査部長らは、「任意提出まで
及ぶようなことではなくても、とりあえず受傷事故防止の観点から（マルチツール
を）預か」ったのであり（A 尋問調書 36 頁）、任意提出書の「用紙はかばんに入っ
て」いた（同頁）。

しかし、原告は他人に危害を与えるような行動を全く取っておらず、受傷事故の
おそれなど全くなかった。単に帰宅したかっただけである。A 警部補の説明は、思
いつきの出鱈目である。

5 所有権放棄書の作成

（１）本件マルチツール

本件マルチツールは、原告が母親から貰った記念品であり、日常的に携帯してお
り、廃棄するつもりはなかった物である。

（２）所有権放棄をしなければどうなるか

本件マルチツールは、一般の人が所持すること自体を禁止されている禁制品では
ない。したがって、犯罪捜査が終了すれば、また、起訴され裁判が終了すれば、返
還してもらえる物である。したがって、原告が本件マルチツールを日常的に使用し
ていたり、何らかの理由で愛着を抱いているようなことがあれば、所有権を放棄す

る必要はない。

(3) D 警部補の説明

(1)(2)のような事情のある本件マルチツールであればこそ、D 警部補は、原告に対して、捜査あるいは裁判が終わったあとに返して貰えるという説明をする必要がある。

この点に関して、D 警部補は「そういう説明は・・・そういう趣旨は説明したかどうかわかりません」と証言しており(D 尋問調書29頁)、原告に対し、所有権放棄をしなければ、後日マルチツールが返還される旨を説明していなかった(原告調書20頁)。

この点を見るだけでも、任意性は認められない。

(4) 「いりません」という記載

D 警部補は、任意提出書の処分意見欄に原告が「いりません」と記載したので、所有権放棄の意思が明確だった旨証言している(D 尋問調書29頁、9頁)が、被告東京都は、原告が任意提出書に「いりません」と記載したという主張をしておらず、B 巡査部長が、マルチツールの所有権をどうするかと尋ねたところ、原告が「こんなことになるならもういらない」などと述べて所有権を放棄する意思を明らかにしたと主張しているだけである(被告東京都準備書面(1)8頁)。原告が「こんなことになるならもういらない」と述べたとすると、なぜそのようなことを言ったか、「こんなこと」とは何を指しているのかこそが重要である。深夜、警察官らに声を掛けられ、本件マルチツールを取り上げられ、身体検査をされ、強引に警察署へ連行されなどなど、それまでの自分の人生で体験したことの無い異常な体験を強いられたことがきっかけになっていることを指しているは疑う余地がない。したがって、「こんなことになるならもういらない」という言葉は自発的に出たものではなく、警察官らにそのような心情に追い込まれた結果であって、到底、任意性を裏付ける証拠ではない。

(1)(2)のような事情がある原告が全くの任意で「いりません」と書くとは到

底考えられない。そもそも原告は処分意見欄にだれが何を書くものなのかさえ知らないはずであるから、自分の意思で「いません」と書くはずがない。それ以前に原告が「いません」と書いたかどうかさえ疑わしい。

6 姿写真の撮影

(1) 被疑者としての写真撮影

原告については犯罪が成立していないのであるから、捜査機関が犯罪の被疑者として原告の姿写真を撮影することは肖像権の侵害であり、違法である。

(2) 任意性の欠如

D 警部補らは、原告の姿写真を撮影しているが、この写真撮影に先立ち、D 警部補は原告に対し、姿写真の撮影目的を説明したという事実はない。撮影を拒否できること、拒否しても不利益がないことを説明していない（D 尋問調書 3 1 頁、原告調書 2 1 頁）。

D 警部補によれば、マルチツールの隠匿状況を明らかにするため、姿写真を撮影したとのことであるが（D 尋問調書 2 9 頁）、原告のような一般人は、姿写真の撮影の目的など知らない。そして、写真撮影に応じるかどうかという意思決定をするに当たっては、写真撮影の目的を理解することが当然の前提であり、警察官は、目的を説明しなければならないのである。

しかし、本件では、この説明がなされておらず、原告は撮影目的を知らずに姿写真を撮影されてしまっている。

この点、D 警部補の陳述書には原告の承諾を得たと記載され（乙 3 - 5 頁）、D 警部補は、原告が拒否することなく応じてくれたと証言しているが（D 尋問調書 3 1 頁）、警察官から撮影を拒否することができるという説明を受けなければ、一般人である原告が写真撮影を拒否できるということを知るはずもないのであるから、写真撮影が任意だったとは到底いえない。

さらに、原告は、実質逮捕され、警察署に到着するや警察官らに取り囲まれて怒

鳴られ、任意提出書と所有権放棄書に署名・指印しなければ逮捕する旨告げられるなどしていたため、写真撮影を断るとどのような目に遭うか分からないと思ひ（原告調書20～21頁）、写真撮影に応じたのであり、このような一連の経緯に照らせば、警察官から写真撮影を拒否できるとの説明がきちんとされていなければ、原告が写真撮影を断ることができなかつたことは明らかである。

7 顔写真の撮影及び指掌紋の採取

(1) 顔写真の撮影及び指掌紋の採取の目的

被疑者について撮影した顔写真、採取した指掌紋は、その後の犯罪捜査において犯罪者の同一性確認のために利用される。その性質上、全国の警察で利用される。そのことについて、個別にも包括的にも本人の同意を得るという手続はない。

(2) 被疑者としての撮影・採取

原告については犯罪が成立していないのであるから、被疑者としての顔写真の撮影及び指掌紋の採取は違法である。犯罪が成立しない原告について顔写真を撮影し指掌紋を採取して被疑者の顔写真・指掌紋として保管・利用することは、(1)の目的を逸脱しており、(1)の目的からしても削除・抹消されるべきである。

(3) 任意性の欠如

顔写真や指掌紋が後日どのように利用されるのかを知らされなければ、一般の人々は、顔写真の撮影や指掌紋の採取に応じるかどうか的確な判断ができない。従って、警察官としては、意思決定をさせる前提として、写真や指掌紋の利用目的を説明しなければならない。

この点に関して、D 警部補が断ることができるという趣旨の「説明はしておりません」(D 尋問調書31頁)、「(説明の) 必要はないというふうに私は思いました」(同32頁)と証言しているとおりに(同31～32頁)、D 警部補は、原告の顔写真を撮影し、指掌紋を採取するに先立って、原告に対し、断ることもできるが、任意に協力してもらえるかという説明をしていないし、後日の利用方法の可能性につい

でも説明していない。D 警部補がこのような対応をするのも、任意捜査の被疑者の顔写真の撮影・指掌紋の採取がノルマになっているからである（甲 8～15 参照）。

本件では、原告に対し利用目的は説明されていないのであるから、原告が任意に応じたとは到底いえない。

それどころか、本件では、原告は実質逮捕されており、警察官らに取り囲まれ、怒鳴られるなどしていたのであるから、警察官の側から拒否できることを説明されないかぎり、従うしかないと判断するのが当然である。

なお、D 警部補は、原告が「応じてくれた」「協力してくれた」などと陳述し、証言しているが（乙 3－5 頁、D 尋問調書 32 頁）、このような言い分は、警察官側の勝手な言い分である。

（４）顔写真のデータについて

さらに、顔写真のデータは、警視庁鑑識課長等に電磁的方法により送信されるだけでなく、警察庁に送信される（被告東京都準備書面（1）18 頁）。原告の顔写真について、D 警部補は、原告に対し、このことも説明していない。それどころか、「東京区検に送致しますので、指紋、写真の協力をお願いします」と虚偽の説明をしていたというのである（D 尋問調書 31 頁）から、任意性を欠くことは明らかである。

第 6 検察官の違法行為

1 警察の捜査をチェックしている検察官

警察が送検してくる事件について、検察庁ではすべてについて犯罪の成立を認定しているわけではない。警察の怠慢によって犯罪が成立していない事案が送検されてくることもあり得るのである。

検察官には、警察官の捜査について事後的にその適正をチェックすべき法的責任がある（刑訴法 193 条参照）。そして現に、本件事案に関連する軽犯罪法違反、銃刀法違反について、2010 年の罪名別被疑事件の既済人員（甲 43 の 5，4 枚目）

をみるだけでも、軽犯罪法違反事件（1条2号違反に限ってはいないが）では、「嫌疑不十分」が78人、「嫌疑なし」が1人、「罪とならず」が1人、銃刀法違反事件（22条違反に限ってはいないが）では、それぞれ241人、14人、3人となっている。

2 本件の場合

本件の場合、大学の准教授が深夜、歩いているときの軽犯罪法1条2号違反被疑事件であり、職業柄、そのような立場にある被疑者（原告）が軽犯罪法1条2号違反を犯したか否か、捜査のあり方に問題がなかったか、疑問が生じてしかるべきであり、原告に直接事情聴取するなどして、犯罪の成立について慎重に検討する必要があった。

本件の場合、原告については、軽犯罪法1条2号の構成要件のうち、「正当な理由がなくて」及び「隠して携帯していた者」の要件を欠いていることが明らかであるから、同号に該当せず、犯罪は成立しない。したがって、本件マルチツールは犯罪組成物に該当しない。

「正当な理由がなくて」という要件については、原告が正当な理由があることを取り調べ警察官に説明し、供述調書にも書き込まれていた。「隠して携帯していた者」という要件については、原告は、そもそも取調べ警察官から質問されておらず、供述調書には何の弁解も書かれていない。原告の、大学准教授という肩書をみるだけでも、「正当な理由がなくて」「隠して携帯していた者」への該当性に疑いを抱くべきであり、慎重に検討判断すべきであった。

しかるに、担当検察官は、故意又は過失により、これを行わず、漫然、軽犯罪法1条2号に該当すると判断し、原告を起訴猶予処分とした。そのため、本件マルチツールを犯罪組成物として破壊廃棄処分としたため、原告は本件マルチツールの所有権を失った。

第7 おわりに

警察官の仕事は一般市民を犯罪者に仕立て上げることではない。警職法2条の要件を充たさない「職務質問」や「同行」を手段として、一般市民を強引に警察署に連行し、被疑者としての自白調書をねつ造し、被疑者としての顔写真を撮影し、指掌紋を採取し、警察組織がこれを正当化することは異常極まりない。刑事裁判手続で問うことができないこの異常事態を民事裁判においても可とするようであれば、警視庁さらには全国の警察署は今後さらに逸脱行為を展開するに違いない。そのような事態は、警察組織内で現状を憂えている警察官らにとっても不幸なことである。日本の警察組織の正常化のために、裁判所には一般市民が納得できる公正な判断を強く求める。

以上